様式第２号（第２条関係）

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担　当　課	自治協働課協働のまちづくり推進室
委託業務名	大津市長等コミュニティセンター管理運営業務
委託業務場所	大津市大門通
概　要	大津市長等コミュニティセンターの管理運営業務 （地域の主体的なまちづくり活動の推進に関すること、地域の主体的な学びの推進に関すること、地域の情報の収集及び発信に関すること、コミュニティ活動の場の提供に関すること）
契約期間	令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで
契約年月日	令和４年４月１日
契約金額	５，６６４，０１０円
契約の相手方	〔所在地〕大津市大門通１６－４０ 〔名　称〕特定非営利活動法人ながらまちづくり協議会
契約相手方の選定理由	コミュニティセンターは、地域のまちづくり活動や住民交流、地域情報の収集と発信、住民主体の学びの拠点として設置するものであり、これまで公民館が担ってきた生涯学習の拠点に加えて、地域の事情に応じたまちづくり活動の拠点とすることで、住民主体のまちづくりの推進につなげることを目的としている。 特定非営利活動法人ながらまちづくり協議会は、当該地域における住民主体のまちづくりの中心となる団体であるとともに、「大津市コミュニティセンターの運営を行うまちづくり協議会の指定等に関する要綱」に基づき本市が指定した団体であることから、当該団体と随意契約により契約の締結を行う。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（注意）　1　契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2　地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。